

## コロナ禍における地域振興策に関する

## 工事成績評定時の留意事項について

R5. 3. 9

県土整備部 技術検査課

- ・ 評価対象工事は、岐阜県建設 4 部（県土整備部、都市建築部、農政部、林政部）が発注する全工事とする。
- ・ 工事成績評定の対象は、コロナ禍の臨時的施策であるため、R2. 10. 1～R5. 9. 30 までの 3 年間に工期の全部もしくは一部を含む工事とし、上記期間内に現場近郊の店舗で昼食等を調達したものとする。

（上記期間については、新型コロナウイルス感染状況によっては延長の可能性あり）

- ・ 現場近郊とは、受注した工事箇所と同一もしくは隣接市町村(県内に限る)であること。
- ・ 地元飲食業活性化のため地元飲食店で昼食等を調達するのが望ましいが、現場近郊のスーパーやコンビニ等における調達でも可とする。
- ・ 昼食等とは、飲食店での食事の他、弁当、飲物とする。

（ただし、勤務時間外の食事は、「対象外」）

- ・ 領収書には、日付・金額のほか、宛名欄に元請業者名、但し書きに「昼食代」「弁当代」「会議飲物代」等用途を記載してもらうこと。
- ・ 受注者は、「社会性等（地域への貢献等）に関する実施報告書」（工評定様式 7 号）に活動内容（支援金額を明記）を記載し提出すること。（写真は不要）
- ・ 完成検査時には、領収書の合計金額が 2 万円以上又は請負工事費の 0. 05%のいずれか安価な額以上になっていることを確認できるよう領収書を持参すること。ただし、別の工事で提示した領収書は対象としない。